

## 利用規則

施設の公共性と安全性を維持するため、当施設をご利用のお客様には宿泊約款第9条に基づき下記の事項をおまもりいただくことになっております。この事項をおまもりいただけないときは、宿泊約款第6条により宿泊または利用をおことわりさせていただきます。

- (1) 廊下及び客室での暖房用、炊飯用、プロパン用などの火器及びアイロンなどをご利用にならないこと。
- (2) ベッド、寝具の中など火災の原因となりやすい場所で喫煙をなさらないこと。
- (3) 高声放歌や喧騒な行為、その他で他人に嫌悪感を与えたりしないこと。
- (4) 廊下及び客室内に次のようなものをお持ち込にならないこと。
  - (イ) 動物、鳥類、爬虫類等のペット類
  - (ロ) 著しく悪臭を発するもの
  - (ハ) 著しく多量な物品
- (ニ) 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの
- (ホ) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類、及び薬物類
- (5) 廊下及び客室内で賭博及び風紀を乱すような行為はなさらないこと。
- (6) 外来者を客室に入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させたりなさらないこと。
- (7) 廊下及び客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に使用なさらないこと。
- (8) 客室内の諸物品を施設の外へ持ち出したり、施設内のほかの場所に移動したりなさらないこと。
- (9) 設備等の建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更するような加工をなさらないこと。
- (10) 施設等の外観をそこなうような物品を窓におかけにならないこと。
- (11) 窓から物品をお投げにならないこと。
- (12) 施設内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさらないこと。
- (13) 廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置なさらないこと。
- (14) 食べ物類（生もの、手作り加工品等）のお持込と当施設でお出しした料理等の持ち帰りはなさらないこと。
- (15) ご宿泊日数を変更なさる場合は、前もってフロント係員にご連絡くださること。
- (16) お忘れ物の保管は、ご出発後3ヶ月までとさせていただきます。

平成16年10月5日  
山莊 風の杜